

神 総 第 263 号
令和5年5月10日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

地域防災拠点における備蓄品の更新及び有効活用について（依頼）

新緑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から横浜市の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年度においても、備蓄食料等の更新及び有効活用を行いますので、次のとおりご協力をお願いいたします。

1 備蓄食料の更新及び有効活用

地域防災拠点（以下「拠点」という。）に備蓄している食料のうち、今年度更新を迎える食料については、拠点訓練において配布するなど有効活用をお願いします。

2 有効活用可能な備蓄食料及び数量の一覧

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17箱 (24本/箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和6年8月31日
保存パン	10箱 (20食/1箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日
おかゆ	5箱 (20食/1箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日
クラッカー	2箱 (70食/箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日又は 令和6年2月28日
ライスクッキー	1箱 (20食/箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

3 配布可能時期等

別添「令和5年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）」のとおり

4 留意点

- ・賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- ・対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- ・年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッカー」「ライスクッキー」を活用する場合は、誤配布の原因となるため、必ず令和5年12月までに使い切ってください。
- ・誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみ報告ください(使用せずに残った備蓄食料の再回収は行いません)。

裏面あり

5 有効活用数量の報告

有効活用予定の食料の数量を、令和5年7月17日（月）までに、別添「備蓄食料の有効活用数量 報告書」を参与・参与補助者あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、有効活用をしないものとして処理させていただきます。

6 その他

令和5年8月～9月に実施する備蓄品の配送・回収において、今年度更新分の備蓄品に加え、備蓄庫に残ってしまっている期限切れの備蓄食料も併せて回収する予定です。

そのため、訓練等の際に、更新予定の備蓄食料と併せて、備蓄庫の入口近くなどにまとめて置いていただけますと、回収漏れや誤回収が減りますので、お手数おかけしてしまいますが、ご協力をお願いいたします。

神奈川区総務課 担当：立川、加藤 TEL：045-411-7004 FAX：045-324-5904

令和5年 月 日

備蓄食料の有効活用数量 報告書

令和5年度に更新する予定の備蓄食料を拠点訓練等で有効活用します。

1 配布（予定）日

令和 年 月 日

2 訓練等での配布（有効活用）数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー	ライスクッキー
箱	箱	箱	箱	箱

3 報告者

神奈川県 _____ 地域防災拠点運営委員会

担当： _____

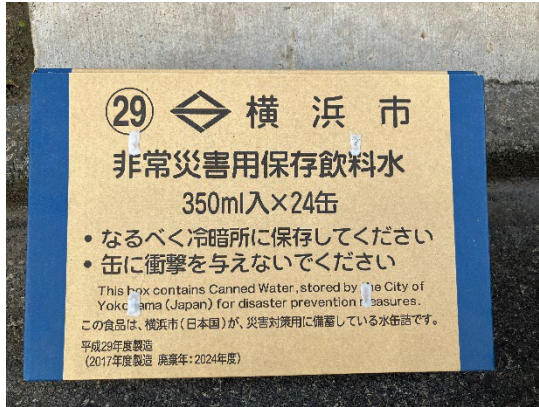
【注意事項】

本調査票は、令和5年7月17日（月）までに、参与・参与補助者へご提出ください。

【令和5年度、地域防災拠点において有効活用可能なもの(5品目)】

(未使用分は、8月～9月の回収、及び1月～2月の回収で回収予定)

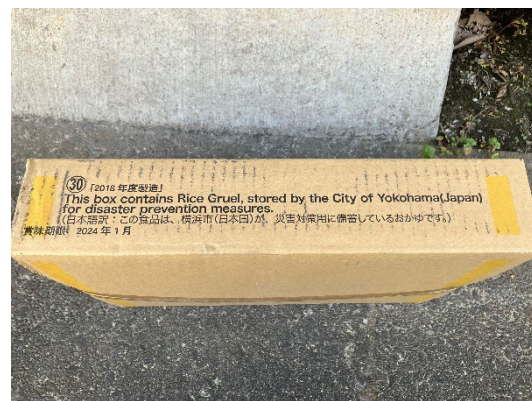
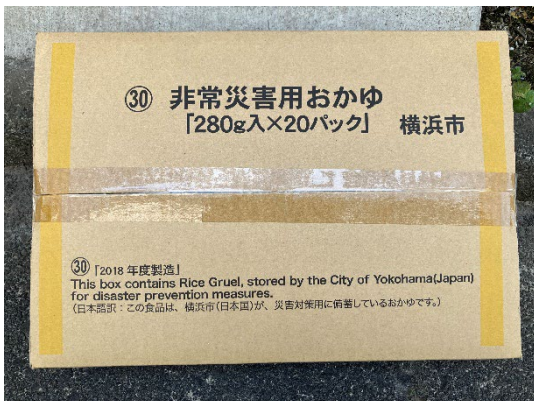
■ 平成29年度製造水缶・青色ラベル(賞味期限:令和6年8月31日まで)



■ 平成30年度製造保存パン・黄色ラベル(賞味期限:令和6年1月31日まで)

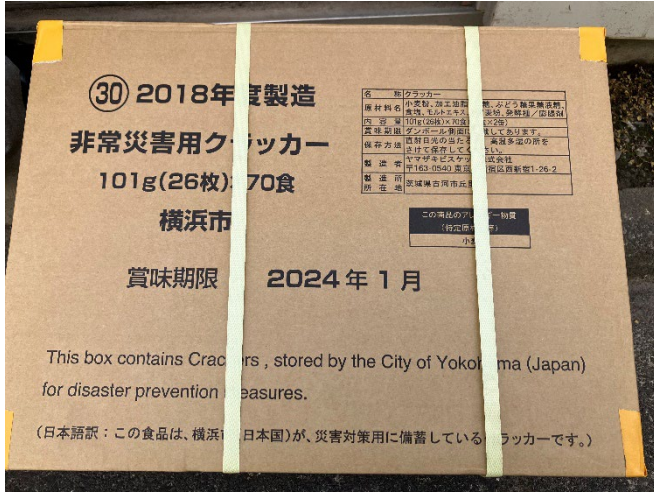


■ 平成30年度製造保存おかゆ・黄色ラベル(賞味期限:令和6年1月31日まで)

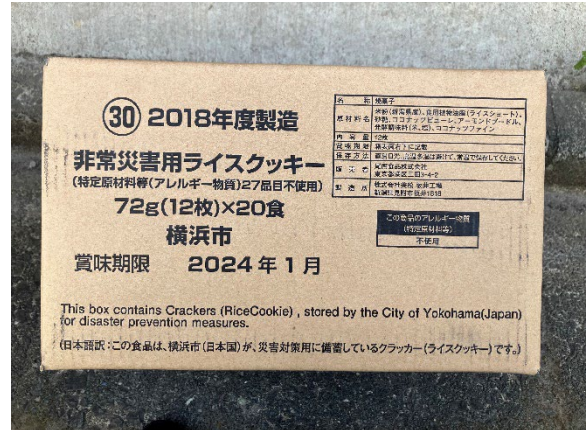
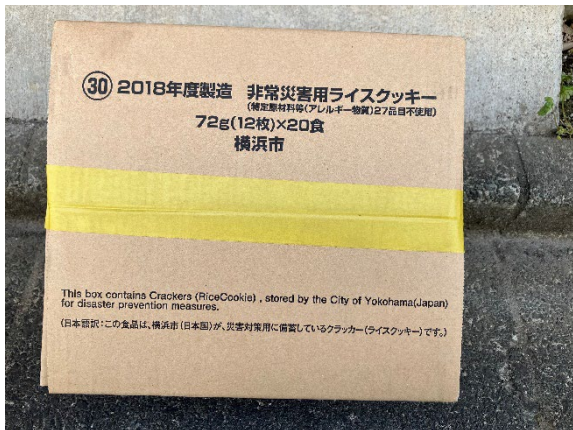


■ 平成 30 年度製造クラッカー・黄色ラベル

(賞味期限：令和 6 年 1 月 31 日または令和 6 年 2 月 28 日まで)



■ 平成 30 年度製造ライスクッキー・黄色ラベル (賞味期限：令和 6 年 1 月 31 日)



【拠点では有効活用できないもの（8月～9月に回収予定）】

- 平成30年度製造スープ・黄色ラベル（賞味期限：令和5年7月まで）



有効活用不可

- 令和4年度製造粉ミルク・青色ラベル（賞味期限：令和5年12月まで）



有効活用不可

【別紙2】令和5年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩備蓄食料⇩						
水缶詰				有効 活用 の 報 告 期 限	【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（24本/箱×17箱） 【回収】平成29年度製造分（青色ラベル）（24本/箱×17箱）	<p>拠点訓練等での有効活用は、 令和5年度分の備蓄食料が配送された後から 開始してください。 (有効活用しない分は、8月～9月に全て回収しま す。)</p> <p>※ 有効活用する場合、必ず賞味期限内に 使い切ってください。</p> <p>※ 有効活用分として報告していただいた数量が余って しまった場合でも、後からの回収は原則できません。</p>
保存パン					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×10箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×10箱）	
おかゆ					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×5箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×5箱）	
クラッカー					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（70食/箱×2箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（70食/箱×2箱）	
ライスクッキー					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×1箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×1箱）	
スープ				有 効 活 用 不 可	【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（45食/箱×2箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（45食/箱×1箱）	<p>スープ、粉ミルクについては、 年内に賞味期限が切れるため、有効活用不可 （8月～9月に全て回収します。）</p>
粉ミルク					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20缶/箱×1箱） 【回収】令和4年度製造分（青色ラベル）（20缶/箱×1箱）	

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩生活用品⇩（令和5年度は、旭区、磯子区、金沢区、港北区の拠点において更新予定）						
哺乳器				有 効 活 用 不 可	2020年1月に納入したものを回収し、 今年度購入分を配送します。	<p>有効活用不可 （8月～9月にすべて回収します。）</p>
小人用おむつ						
大人用おむつ						
生理用品						

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩救助資機材⇩						
エンジンカッター				配 備 希 望 の 報 告 期 限		<p>1月～2月に回収予定 （残置分の更新・廃棄等は、 各地域防災拠点での対応となります。）</p>
レスキュージャッキ （ガレージジャッキを含む）						
応急担架用ポール				全 て 回 収		<p>1月～2月に回収予定 （劣化による破損のリスクに鑑み、一律回収としま す。）</p>
ヘルメット ※令和5年度は、 ・鶴見区 ・神奈川区 ・西区 ・中区 ・港南区 ・金沢区 ・港北区 ・瀬谷区 の拠点において更新予定。						<p>1月～2月に回収・配送予定 各拠点に配備されている老朽化が進んだヘルメットを 更新します。古いヘルメットを回収し、折り畳み式の ヘルメット（1拠点あたり10個）を配送します。</p>